

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>第 1 条～第 20 条 略</p> <p>(排水等汚染状態の測定等)</p> <p>第 21 条 条例第 46 条第 1 項前段の規定による排水の汚染状態の測定は、<u>当該工場等の排水口において</u>、次の各号に定める回数以上行うものとする。</p> <p>(1) 霞ヶ浦及び北浦水域(水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例(平成 17 年茨城県条例第 11 号)別表第 1 の水域の欄に掲げる霞ヶ浦及び北浦水域をいう。以下この項及び第 7 項において同じ。)に当該工場等から排出される 1 日当たりの平均的な水の量が 500 立方メートル以上の者(設置している排水特定施設が 51 人以上 200 人以下の処理対象人員(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 32 条第 1 項第 1 号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員をいう。以下同じ。)であるし尿浄化槽のみのもものを除く。)にあっては、<u>海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水については次のア及びウに掲げる項目、海域及び湖沼に排出される排水については次のイ及びウに掲げる項目</u>について 1 週間に 1 回</p> <p>ア <u>生物化学的酸素要求量</u></p> <p>イ <u>化学的酸素要求量</u></p> <p>ウ <u>浮遊物質</u></p> <p>(2) 霞ヶ浦及び北浦水域に当該工場等から排出される 1 日当たりの平均的な水の量が 20 立方メートル以上 500 立方メートル未満の者(設置している排水特定施設が 51 人以上 200 人以下の処理対象人員であるし尿浄化槽のみのもものを除く。)又は霞ヶ浦及び北浦水域以外の水域に当該工場等から排出される 1 日当たりの平均的な水の量が 30 立方メートル以上の者にあつては、<u>海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水については前号ア及びウに掲げる項目、海域及び湖沼に排出される排水については同号イ及びウに掲げる項目</u>について 1 月に 1 回</p> | <p>第 1 条～第 20 条 略</p> <p>(排水等汚染状態の測定等)</p> <p>第 21 条 条例第 46 条第 1 項前段の規定による排水の汚染状態の測定は_____、各号に定める回数以上行うものとする。</p> <p>(1) 霞ヶ浦及び北浦水域(水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例(平成 17 年茨城県条例第 11 号)別表第 1 の水域の欄に掲げる霞ヶ浦及び北浦水域をいう。以下この項及び第 7 項において同じ。)に当該工場等から排出される 1 日当たりの平均的な水の量が 500 立方メートル以上の者(設置している排水特定施設が 51 人以上 200 人以下の処理対象人員(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 32 条第 1 項第 1 号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員をいう。以下同じ。)であるし尿浄化槽のみのもものを除く。)にあっては、<u>当該工場等の排水口において排出される排水中の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質</u>_____について 1 週間に 1 回</p> <p>(2) 霞ヶ浦及び北浦水域に当該工場等から排出される 1 日当たりの平均的な水の量が 20 立方メートル以上 500 立方メートル未満の者(設置している排水特定施設が 51 人以上 200 人以下の処理対象人員であるし尿浄化槽のみのもものを除く。)又は霞ヶ浦及び北浦水域以外の水域に当該工場等から排出される 1 日当たりの平均的な水の量が 30 立方メートル以上の者にあつては、<u>当該工場等の排出口において排出される排水中の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質</u>_____について 1 月に 1 回</p> |

(3) 霞ヶ浦及び北浦水域に当該工場等から排出される 1 日当たりの平均的な水の量が 10 立方メートル以上 20 立方メートル未満の者(設置している排水特定施設が 51 人以上 200 人以下の処理対象人員であるし尿浄化槽のみものを除く。)にあっては、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水については第 1 号ア及びウに掲げる項目、海域及び湖沼に排出される排水については同号イ及びウに掲げる項目について 6 月に 1 回

(4) 第 16 条第 1 項各号に掲げる物質を使用する排水特定施設(霞ヶ浦及び北浦水域にあっては、設置している排水特定施設が 51 人以上 200 人以下の処理対象人員であるし尿浄化槽を除く。)を設置している者にあっては、  
有害物質(当該工場等  
において使用しているものに限る。)について 1 月に 1 回

2～8 略

(以下略)

(3) 霞ヶ浦及び北浦水域に当該工場等から排出される 1 日当たりの平均的な水の量が 10 立方メートル以上 20 立方メートル未満の者(設置している排水特定施設が 51 人以上 200 人以下の処理対象人員であるし尿浄化槽のみものを除く。)にあっては、当該工場等の排出口において排出される排水中の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質  
量について 6 月に 1 回

(4) 第 16 条第 1 項各号に掲げる物質を使用する排水特定施設(霞ヶ浦及び北浦水域にあっては、設置している排水特定施設が 51 人以上 200 人以下の処理対象人員であるし尿浄化槽を除く。)を設置している者にあっては、  
当該工場等の排水口において排出される排水中の有害物質(当該工場等  
において使用しているものに限る。)について 1 月に 1 回

2～8 略

(以下略)